

「みやぎ食材伝道士」認定取得案内

1 目的

「みやぎ食材伝道士」認定事業は、農作業実習等を通して生産者と料理人が交流を深め、料理人により深く仙台地域の食材に関心や愛着を持っていただくことで、地域食材の利用拡大を推進することを目的に、平成19年度より実施しているものです。一定の現場実習を実施した料理人を認定し、料理の提供を通じて生産者の苦労や想いを消費者に伝え、消費者の地産地消に対する意識向上に寄与することを目指します。

震災後、認定制度を休止していましたが、令和5年9月より新たな制度の下、認定を再開しました。本事業を積極的に活用し、地域食材に関する知識を深めていただきますよう御案内いたします。

2 認定の取得方法

本認定を取得しようとする方は、「みやぎ食材伝道士 農林水産物生産現場実習」を受講した後、宮城県仙台地方振興事務所長へ申し出をすることにより、所定の作業実習を受講した品目数に応じて本認定を得ることができます。

みやぎ食材伝道士認定基準

認定クラス	認定の要件
★（一つ星）	品目ごとに所定の作業を1品目実習した場合
★★（二つ星）	品目ごとに所定の作業を3品目実習した場合
★★★（三つ星）	品目ごとに所定の作業を5品目以上実習した場合。ただし、5品目の内訳として海（海産物）・山（きのこ）・大地（青果物）いずれの品目も含まれること。

注）1品目につき3項目以上の実習の受講により、その品目における作業実習を終了したものとする。

3 実習日程・場所 別紙

4 対象者 ホテル・飲食店等に従事する料理人等

5 参加費用 無料

※実習場所へは、参加者各自の移動手段で集合していただきます。

6 応募方法

応募者は、県HPより次の申込書をダウンロード・作成の上、電子メールまたはFAXでお申し込みください。

申込先：宮城県仙台地方振興事務所地方振興部

【メール】 sdsinbk2@pref.miyagi.lg.jp 【FAX】 022-275-0296

申込時期：随時募集

7 農作業実習カードの送付

現場実習受講申込書の受付完了後、「農作業実習カード」を送付します。

8 受講日について

品目ごとに実習受入生産者と日程調整の上、実習日を決定します。実習日が決まりましたら、随時メールで参加の募集を行います。（概ね実習日の1か月前にお知らせいたします）

9 受講日の準備物

- ・農作業実習カード
- ・作業に適した服装、靴、手袋、帽子など

10 認定証の交付

所定の現場実習の受講終了後に、宮城県仙台地方振興事務所長へ申し出を行ってください。実習品目数に応じた認定証を送付します。

※受講実績に期限はありませんので、年度をまたぐ受講であっても実績とみなします。

11 その他

申し込み多数の場合には、次年度以降の対応とさせていただきます。